

【新・地方自治 2009 : No. 2】**直轄事業負担金問題**

国が直接実施する道路・河川等公共事業の整備費や維持管理費に関し、地方自治体が一定割合で財政負担を行う「直轄事業負担金」、いわゆる地方自治体にとっての「裏負担」の見直しが議論を集めている。

この直轄事業負担金問題は、1990年代後半に議論が展開された第一次分権改革でも争点となったところであり、今回の第二次分権改革でもその廃止・縮減を向けた指摘がなされてきた。そうした中で、北陸新幹線新駅設置や関西国際空港連絡橋等の負担金をめぐる泉田新潟県知事、橋下大阪府知事のマスコミを通じた問題提示が契機となり、麻生政権、知事会等で一気に政治課題化している。直轄事業負担金の問題点は大きくふたつある。

【不透明性】

第1は、国から求められる負担金額の不透明性である。国が地方自治体に負担金を求める場合、経費内訳や積算根拠が細かく示されることがなく、また、事業の実施・変更等について事前協議する実質的な仕組みもないため、地方自治体は住民に財政に関する説明責任を果たせない状況にあった。説明責任という言葉は、「説明」と「責任」に分けて考える必要がある。現在の直轄事業負担金制度には、積算根拠、経費内訳の提示がほとんどないことは何に使われているか説明することができないことを意味する。そして、直轄事業の実施・変更等意思決定に地方自治体が実質的に参画できないことは、地方自治体として負担金を支出することが住民にとり適切なものか否か責任を負うこともできない。たとえば、直轄事業負担金には、地方整備局の課長職以上は別として、整備費、維持管理費の負担に関わらず国の事業に従事する国家公務員の給与本給部分、超過勤務手当、退職手当等が含まれ、これを地方自治体が一定割合負担する仕組みとなっている。こうした負担がなぜ必要になるのかそのことについて、地方自治体側が責任を負うことができない仕組みとなっている。2009年度に関する負担金額の地方自治体への提示は7月頃から始まる。それを前にして地方自治体側からの情報開示に関する要求は強まっている。

【負担の是非】

第2は、負担金自体の是非である。完成した道路等公共事業に関しては、道路法、河川法等でも明記されるように「維持管理する責任を負う者が経費負担するのが原則」である。従って、国の直轄事業は、国が財政面を含め維持管理責任を果たし、地方自治体の負担金は廃止縮減することが基本となる。これに対して、新たな公共事業を展開する整備費については、地方の受益と負担の観点から節度ある採択・実施を行うとともに、本質的な取り組みとしてまずは直轄事業の範囲を限定化し、社会資本整備への地方自治体の自由度と責任を拡充することが重要である。

もちろん、都市部と非都市部、社会資本整備の進捗度の違いによって整備費の負担金制度廃止・縮減に関する地方自治体側の意見にも温度差がある。地域にとって切望する社会資本整備が国の直轄事業で展開されれば、自ら単独事業として展開するよりも財政負担は当然大きく圧縮される。また、直轄事業の範囲を限定化し整備等の権限を地方自治体に税源と共に仮に移譲したとしても、その税源に

地域間の格差が存在し、その地域間格差を是正しなければ従来通りの事業確保を行うことが困難となる地方自治体も少なくない。しかも、今日の国の公共事業は建設国債を主体として展開されており、移譲すべき税源がないとする財務省側の主張も繰り返されている。さらに、国と都道府県間の直轄事業負担金をめぐる問題と同様の構造が、都道府県と市町村間にも存在する。その構造を残したままでは、基礎自治体を優先する分権の理念は実現できない。

ただし、この問題は負担金だけの領域にとどまらない。地方自治体が国の直轄事業に負担する部分は、全体としては地方交付税制度で措置される仕組みとなっている。しかし、その措置が個別地方自治体ごとに確実に実施されているか、そして地方交付税として交付された資金は地方自治体の一般財源であり、個別地方自治体としては国の直轄事業への負担金として支出する拘束を受けず地域の優先度が高い歳出に充当される。マクロの地方交付税措置とミクロの各地方自治体の歳出は一致しない。そこに、地方交付税制度自体が抱えるマクロとミクロの誤謬の問題がある。

麻生内閣の追加経済対策で、裏負担分を軽減する時限的措置が検討されている。こうした措置を一時的なものとすることなく、より深く問題点を整理し国と地方の行財政の制度改革として恒久的視点から見直す必要がある。